

( 整理番号 2509 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 5 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 8 月 7 日 10 時 00 分 ~ 14 時 10 分		
場所	ホテル信濃路 3 F 飯綱		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 長野県最低賃金専門部会報告について		
議事録	<p>開会</p> <p>○岡田賃金室長</p> <p>それではこれより、長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 5 回長野県最低賃金専門部会を開会いたします。まず定足数の確認です。本日の出席者は、公益代表の廣瀬委員がテレビ会議システムによる出席となり、委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告します。また、本日は 1 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。それではこれから審議につきまして、山本部会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>山本部会長</p> <p>皆様、おはようございます。本日、5 回目の専門部会ということで、予備日のさらに予備日での審議となっております。従前と同様の活発なご議論をお願いしつつも、5 回目ということもありますので、具体的な結論に向けた審議をお願いしたいと思っております。それでは本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員から風間委員、使用者代表委員から鈴木委員にそれぞれお願ひします。</p> <p>では、前回に続きまして、長野県最低賃金の改正に向けた最終的な審議に入りたいと思いますが、その前に中央最低賃金審議会会长からのビデオメッセージについて、事務局から説</p>		

明をお願いします。

○岡田賃金室長

中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージにつきましては、8月5日の夜に本省から提供がありまして、内容は、一昨日、全文を読み上げさせていただいた答申文のとおりであります。本日の資料1の会長メモのとおりでありますので、放映のほうは、審議時間確保のため割愛させていただきたいと存じます。

○山本部会長

それでは、前回の専門部会が終了した段階での結論の確認ですけれども、労働者側の御提示が68円引上げの時間額1,066円、使用者側の御提示が46円引上げの時間額1,044円でございました。現時点では、この審議は公開でスタートしておりますけれども、公開の場を利用して何か御意見だとか、資料の提出といった御準備はございますか。

○中村委員

すいません。冒頭お時間をいただいて、前々回に広瀬委員から御質問のあった関係で調べてきましたので御回答させていただきます。業務改善助成金についてはご承知のことだと思いますし、長野県にはこれに上乗せ補助をする独自制度があることもご承知という前提で申し上げたいと思います。まず業務改善助成金について、話を聞いてみると、第一に制度の周知が不足しているというのが大きな点で、制度の名称も抽象的で分かりにくく、「業務改善」という言葉から入っているので、賃上げのための助成金だと意識しづらいことがあります。次に、申請に至るまでに手を借りる社会保険労務士や税理士のところに制度の周知が行き届いていないという点で、商工会系のところに話が回ってきたケースではご指導もしていますが、社会保険労務士たちはちゃんと報酬を貰って丁寧に教えてあげればいいと思うのですが、どういう利点があるのかといったことが浸透していないため、手間だと感じるのか、それ以上先に話が進まないということがあります。それから、手続きの煩雑さという点で、日頃から事務的な書類を見慣れた方であれば、申請書とは大体こういったものと感じるはずですし、エクセル表への入力なども問題ないと思うのですが、事業者さん自らが行うとなるとやはり難しいのかなと思います。計画書、見積書、賃上げ・投資の関係の資料を作成しなければならないし、人件費関係の台帳を整備して出さなければならないので、それが手間でデータの入力にまで至らないのかなと思います。我々も支援機関として書類を見てますが、入力された数字に間違いがあって正確なところにたどり着きづらいということがあります。それから、いざ助成金を活用しようと思ってもそれが賃上げをするためのものだということで、少し抵抗があるというか慎重になる部分もあるかと思います。設備投資と賃上げがセットなので、それであれば設備投資の申請しやすい制度を利用するほうが多いということです。加えて小規模の事業者が多く、就業関係の書類が整備されていないのが実情で、経営指導員もそういったところをこまめに指導しているのですが、申請の前にまずは就業関係の書類を整備するところから始めるという大変手間かかる状況になり、途中で申請を断念するという

パターンがあります。そういう中で、直接的な人件費の補填だと賃上げに代替する部分を求めるといった事業者さんが多いということも聞いております。加えて申請期間の問題で、最賃改定の発効日の前に賃上げして申請しなければならないということで、時間が少なく、申請日が限られていることがあります。最後に県の業務改善助成金の上乗せ制度の話について、確かに業務改善助成金を申請したところには有利な制度だと思いますが、加えて社員の子育て支援宣言をしなければいけないとか、パートナーシップ構築宣言をしていないとダメだとか、そういう条件があるので申請にまで至らないということだと思います。以上です。

○広瀬委員

ご説明ありがとうございました。ご事情について理解いたしました。

○山本部会長

ありがとうございました。ただ今の御説明について、御意見や御質問はよろしかったでしょうか。

○竹村委員

私から1点、御質問させていただきたいと思います。業務改善助成金の申請に手間がかかるということはよく分かったのですが、手間をかけてやられた事業所の感想はどうだったのか教えていただければと思います。

○中村委員

相談に来た事業者が、いろいろなことをやりたい、助成金を使いたいと言う中で、こういう助成金がありますよと案内して、併せて賃上げも行うことを勧めるパターンが多く、一旦申請書を持ち帰ってもらい、後日書類を持ってきていただくことが多いです。私ども商工会の労働関係の専門家に話を聞くと、その者はそういったケースを年間14から15件ほど取り扱っていると言います。確かに就業規則などが整備され、会社が良い方向に向かうことであればそれは良いことですので、そういった流れに乗って助成金が活用される分には良いことだと思います。

○竹村委員

ということは、賃上げに役に立っているということでしょうか。事業者がそこまで行けているということでしょうか。

○中村委員

最終的にはそうだと思うが、そこまで持つて行くには、相当な時間がかかるということです。

○竹村委員

では、この手続きを簡略化して、使いやすくすれば、賃上げはもう少しスマーズに行くということでしょうか。

○中村委員

石破総理が言う総動員で重点支援をするとか、大胆な後押しをするというものの中身が具体化され、財務省の了解を得て予算化されているとか、そういうことであれば、それは良い方向と言えるかもしれません。

竹村委員

分かりました。

山本部会長

ありがとうございました。他に御意見・御質問はよろしかったでしょうか。

高橋総務部長

ただ今、業務改善助成金の御説明がありましたが、労働局としては、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などいろいろな助成金の周知を図っているところですが、まだまだ足りないということをお聞きしたところでございます。社会保険労務士についても、労務士会にパンフレットを配付していますが、それでもまだ周知が行き届いていないということかと思います。それと、助成金の手続きの相談については、長野働き方改革推進支援センターというところがありまして、そこにご相談していただければ支援を行えるのですが、おそらくセンターの存在も知られていないということかと思いますので、これからも周知徹底を図っていかなければならぬと考えております。あと、申請書の簡略化についても、支援センターのほうから書き方が難しいという声があることを聞いておりますので、しっかりと本省のほうに伝えていきたいと考えております。以上です。

岸山委員

今の周知の話ですが、小規模事業者から一番身近に相談を受ける金融機関の外回りの営業マンがいますので、その者たちに十分周知するよう国や県から働きかけていただくのが重要ではないかと思っていて、そうすればかなり多くの方々に浸透するのではないかと思っていますので、またご検討いただけたらと思います。

岡田賃金室長

御意見ありがとうございました。

○山本部会長

それでは、その他に公開の場を利用してということがなければ、まず公益委員協議を非公開で行いたいと思います。それが終わりましたら、労側・使側との個別協議を再開すること

が相当ではないかと考えておりますが、この点について、労使の委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

竹村委員

1点お願いがありまして、公益委員の皆様と先日の話の続きをさせていただいて、その後に公益委員協議をお願いしたいと思うのですが。

山本部会長

それは、公労の2者協議という意味ですか。

竹村委員

そうです。

山本部会長

事務局としてはどうですか。

岡田賃金室長

公益委員から、本日の進め方や日程などについて最初に協議したいとのことでしたので、事務局としてもそう考えておりましたが、その前に個別協議をしたいということであれば、それはご検討いただくことになろうかと思いますが。

竹村委員

公益委員協議の内容が日程とか進め方ということであれば、その後でも大丈夫です。

山本部会長

分かりました。それでは一旦、公益委員協議をさせていただきまして、その後に個別協議ということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

個別協議については、前回までと同様に非公開でよろしかったでしょうか。

(異議なしを確認)

分かりました。それでは、労使双方の委員には、一旦席を外していただくようお願いします。協議が終わりましたら、まず、使用者側からお声がけしますので、入室していただきます。また、傍聴人、報道機関の方々は、荷物をすべて持って退出し、ロビー等でお待ちいただくようお願いします。なお、会議の再開については、追ってお知らせします。それでは、

退出をお願いします。

< 公益委員協議 >

< 個別協議 >

山本部会長

公開の全体協議を再開いたします。これまで個別で双方のご主張をお聞きしてまいりましたが、双方の主張は合意には至りませんでした。個別協議の中で、労使双方から公益委員見解を求められましたので、公益委員見解(案)を示し、採決の結果、賛成多数となりました。事務局から、本審へ報告するための部会報告(案)を朗読してください。

○北原賃金指導官

< 長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(案)を朗読 >

○山本部会長

ありがとうございました。ただいま朗読していただいた部会報告(案)について、何か御意見などはありますか。

( 意見等なしを確認 )

なければ(案)をとっていただき、報告書をこの後開催される第3回本審に提出したいと思います。事務局から時間、場所についての説明をお願いします。

岡田賃金室長

第3回本審の開始時間については、専門部会の終了が遅れましたのでご相談になりますが、現在、午後2時10分頃ですので、午後3時頃から開始するということいかがでしょうか。

( 異議なしを確認 )

それでは、第3回の本審につきましては、午後3時から、場所は同じくこちらの3階飯綱となりますので、皆様ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

山本部会長

最後に、労働者代表委員から何かございますか。

斎藤委員

まずは、一定の結論を出せたということで、皆様のご協力に感謝申し上げたいと思っております。ただし、労働者側からすると、最後まで納得のいく議論にならなかったということですが、決定したことありますので、これからしっかりと周知と展開をさせていただきたいと思っております。長時間にわたって議論をさせていただいたことに、非常に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

山本部会長

ありがとうございました。使用者代表委員の方から何かございますか。

鈴木委員

特にはございませんが、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

山本部会長

ありがとうございました。事務局から何かありますか。

○岡田賃金室長

それでは、高橋総務部長からご挨拶申し上げます。

高橋総務部長

総務部長の高橋でございます。ただいま、山本部会長から長野県最低賃金の改正について改正決定に関する報告書を取りまとめていただきました。7月29日に第1回専門部会を開催させていただいてから、厳しい審議日程の中、5回にわたり御審議いただき、皆様方には大変お忙しい中、ありがとうございました。この後、第3回本審を開催させていただきますが、引き続き、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。改めで、各委員の皆様方の御苦労に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○山本部会長

ありがとうございました。今回は予備の予備という審議日程でして、全部で5回ということで、皆様には連日にわたりご出席いただきまして、本当に活発な議論がなされたのではないかと思っております。この後、第3回本審もありまして、長時間になっておりますけれども、本当にありがとうございました。それでは、本会を閉会します。

閉会